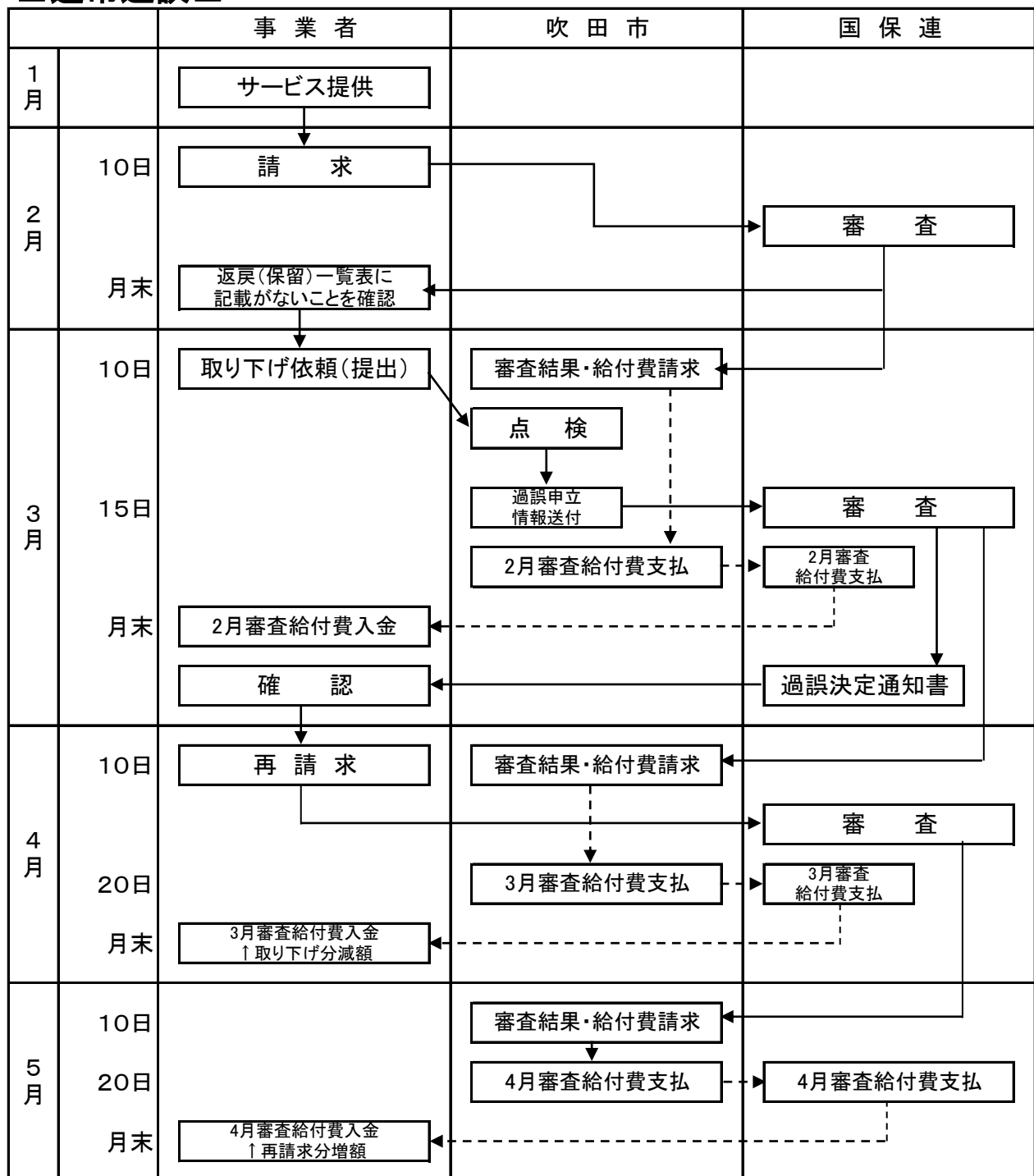


取り下げ・再請求の流れ(サービス提供～請求～取り下げ～再請求を最短で行う場合を仮定)

■通常過誤■



※通常過誤の場合、最短例では取り下げ依頼までに時間がないため、実際はもう一月取り下げ依頼が後になることが多いと思われます。

※給付管理票の修正も行う必要があるときは、3/10締め切りの国保連請求時に給付管理票の修正を行ない、取り下げ手続き等を翌月にずらしてください。